

国民年金

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には、所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。



	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/3
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,600円	1/2
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,210円	2/3
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	10,810円	5/6

▼受付中 現在受付中

▼免除承認期間 平成20年7月～平成21年6月分

▼必要なもの

・印かん

・代理申請の場合は運転免許証など

・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▼問い合わせ先

⑤保険課 国民年金係

☎9134

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた人

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますのでご注意ください。

電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へ

【年金請求など】

☎0570-05-11165

【年金を受けている人】

☎0570-07-11165

⑥問い合わせ先

保険課 国保年金係 ☎9134

国民健康保険の高齢受給者証が

新しくなります

70歳から74歳の人で、国民健康保険に加入している人の高齢受給者証が新しくなります。

新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しましたので、古い受給者証は不正に使用されないためにも、各自で破棄していただくか、保険課窓口まで届けてください。

なお、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げが凍結されましたので、「2割（平成21年3月31日までは1割）」と表示されている人は、平成20年8月1日から平成21年3月31日までの期間は、自己負担額が1割に据え置かれます。（現役並み所得のある人で、3割負担の人は除きます）

▼問い合わせ先

⑤保険課 国保年金係 ☎9134

国民健康保険の限度額適用・

標準負担額減額認定証

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯のみ）は、平成20年7月31日で有効期限が切れています。必要な人は申請をしてください。

▼適用日 申請のあった月の初日より適用されます。

▼要件 保険料の滞納がないこと。

▼申請に必要なもの 被保険者証、印かん

▼問い合わせ先

⑤保険課 国保年金係 ☎9134